

磐田市教育委員会告示第 2 2 号

磐田市放課後子どもプラン推進事業運営委員会設置要綱を次のように定める。

平成 19 年 8 月 29 日

磐田市教育委員会委員長 北島理一

磐田市放課後子どもプラン推進事業運営委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 磐田市は、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後子どもプラン推進事業」という。）の運営方法等を検討するため、磐田市放課後子どもプラン推進事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

放課後子どもプラン推進事業の計画の検討に関すること。

放課後子どもプラン推進事業実施後の検証及び評価に関すること。

その他放課後子どもプラン推進事業に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 運営委員会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

小学校の代表者

保護者の代表者

放課後子ども教室の代表者

放課後児童クラブの代表者

関係行政機関の職員

市の職員

市民の代表者

その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、その職に基づいて委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 運営委員会に、必要に応じて、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。